

Q1. プエラリア・ミリフィカとはどのようなものですか。

プエラリア・ミリフィカはタイなどに分布するマメ科の多年生つる植物で、別名白ガウクルア (White Kwoa Krua) とも呼ばれています。塊根に女性ホルモン（エストロゲン）様物質が含まれることが報告されています。

タイでは、伝統的に利用されており、プエラリア・ミリフィカを原材料に含む「健康食品」が日本国内でも流通しています。

Q2. 今後、プエラリア・ミリフィカを含む食品を飲み続けても問題ありませんか。

プエラリア・ミリフィカは女性ホルモン（エストロゲン）様物質を含むことにより、生体内に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、以下の事項に留意し、体調に異変を感じた場合は直ちに摂取をやめ、医療機関を受診し、最寄りの保健所にご相談いただくようお願いいたします。

- ① 女性ホルモン（エストロゲン）様物質を含むことにより、生体内に影響を及ぼすおそれがあること（例：不正出血、月経不順）
- ② 肝障害がある方の症状が重篤化するおそれがあること
- ③ 次の方は摂取を控えること
 - ・妊娠中、授乳中、初経前の方
 - ・基礎疾患（例：女性ホルモンの作用で症状が悪化するおそれのある子宮体がん、子宮内膜増殖症、乳がん、血栓性静脈炎、肺塞栓症、冠動脈性心疾患、脳卒中等の疾患）がある方（現在治療を受けていない方、過去に治療を受けた方を含む）
 - ・医薬品を服用している方

Q3 平成 29 年 7 月 13 日、国民生活センターがプエラリア・ミリフィカを含む食品に対する注意喚起を行いましたが、厚生労働省はどのような対応をしたのですか。

厚生労働省は、同日、都道府県等を通じて消費者に対する注意喚起を行い、事業者に対しては、製造と販売の管理状況や健康被害の発生状況の調査を実施することとしました。

8月24日及び9月4日に薬事・食品衛生審議会新開発食品評価調査会を開催し、都道府県等から報告された事業者の製造・販売の管理状況、健康被害の発生状況の調査結果等を踏まえて、プエラリア・ミリフィカを含む「健康食品」への対応について審議しました。

厚生労働省は、調査会の意見を踏まえ、9月22日、都道府県等を通じ、事業者に対

し、

- ① 原材料の安全性管理を含む製造管理の改善を図ること
- ② 消費者に対し、摂取上の注意事項等、製品の安全性に係る情報提供を行うこと
- ③ ①、②の事項を実施しない事業者に対しては、製品の取扱いを中止するよう指導すること
- ④ 消費者からの体調不良に関する相談の受付内容の記録・保存や行政への報告、製品の改善を行うための処理体制を構築すること

等とする通知を発出しました。

＜薬事・食品衛生審議会新開発食品評価調査会のホームページ＞

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji.html?tid=127894>

＜「エラリア・ミリフィカを原材料に含む「健康食品」の取扱いについて」（平成29年9月22日付け薬生食基発0922第1号及び薬生食監発0922第1号厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長及び食品監視安全課長並びに消食表第457号消費者庁食品表示企画課長通知）＞

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/pueraria0922.pdf>

Q4 厚生労働省は、今度、対応するような予定はあるのですか。

9月22日に発出された通知に基づき、都道府県等において、再度、事業者に対する監視指導を行い、原材料の安全性管理を含む製造管理の改善計画の提出を求めることとしています。

厚生労働省としては、都道府県等から報告された改善計画等の内容や事業者の改善状況等を踏まえたうえで、検討していくこととしています。